

随意契約結果一覧

所属(課名) 保険年金課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
平成30年度国民健康保険資格作業業務委託	平成30年4月1日 (平成31年3月27日 変更)	(株)松阪電子計算センター	8,835,934	8,835,480 (8,756,188)	現在稼動している各業務内のデータについては、全て松阪市のものですが、システムのアプリケーション部分は(株)松阪電子計算センターに著作権があります。既に導入した各パッケージソフトを当市が業務に即したカスタマイズをしたうえで、現在運営しておりますが、各業務とも制度改正が頻繁であるとともに、直接市民との関係が密接な部署であるため、過去の経過等が非常に重要な業務であります。そのため、既存ソフトへの反映及び改修後の影響・負担を最小限に留めることを最優先に考える必要があることから、そのことが可能な当該業者に委託したいことと、この業務を毎年入札により業者決定した場合、メーカーによってはデータの互換性がなく全てを手入力することが考えられ、その場合、全てを再構築する必要が生じます。	有	
平成30年度国民健康保険税収納作業業務委託	平成30年4月1日 (平成31年3月27日 変更)	(株)松阪電子計算センター	6,448,070	6,447,600 (6,112,729)	当該業者に関しては、既に国民健康保険、後期高齢者医療業務、固定資産税、市民税、収納及び介護保険の業務を始め、当市において数多くの実績があり各種のノウハウや守秘義務においても充分信頼できるものと考えています。	有	
平成30年度後期高齢者医療関係通知作成業務委託	平成30年4月1日 (平成31年3月27日 変更)	(株)松阪電子計算センター	12,802,406	12,802,320 (12,754,154)	※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号による。	有	
平成30年度国民健康保険税賦課作業業務委託	平成30年4月1日 (平成31年3月27日 変更)	(株)松阪電子計算センター	15,574,367	15,395,400 (15,154,062)		有	

平成30年度高額療養費制度見直し対応業務委託	平成30年4月1日 (平成30年5月16日 変更)	(株)松阪電子計算センター	2,154,060	2,153,520 (1,484,460)	国民健康保険資格作業業務委託の契約相手方であり、当該相手方に業務委託することが効率的かつ安全な業務の遂行が見込まれるため。 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。	無	
国民年金年金生活者支援給付金の改正対応業務委託	平成30年11月1日	(株)松阪電子計算センター	554,580	554,580	今業務と現行のシステムを分離して考えることは困難であり、業務を最も効率的に行うことができる業者は当該業者の他にはない。入札により業者決定を行う場合、全てを再構築する必要が生じる場合があり、多大な経費を要するものである。 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号による。	無	
国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除対応業務委託	平成31年1月15日	(株)松阪電子計算センター	715,554	715,554	※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号による。	無	
後期高齢者医療広域連合電算処理システムにかかる機器借上げ	平成30年12月17日	(株)松阪電子計算センター	4,978,800	4,978,594	広域連合電算処理システムにより、後期高齢者医療制度の資格管理・給付に関する業務を本庁・各振興局で行っており、制度導入当時から当該業者により機器を借上げているものであるが、今回広域連合の機器更改に伴い利用環境の制限が生じたことによる機器更新である。セキュリティ対策やLGWAN回線利用の必要性など、当市のシステムネットワークについて、知識のある業者への依頼により、効果的・安定的に業務を遂行できると考える。 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号による。	無	契約期間 H31.3.1～ H35.12.31 まで(58ヶ月)
後期高齢者医療システム改修(保険料軽減特例見直し)業務委託	平成31年3月14日	(株)松阪電子計算センター	1,447,200	1,447,200	後期高齢者医療関係通知作成業務委託の契約相手方であり、当該相手方に業務委託することが効率的かつ安全な業務遂行が見込まれるため。 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。	無	